

◇ルールを守って楽しくスポーツしましょう！

★体育館等を利用するときに守っていただきたいこと。関係者の皆さんへ周知をお願いします！

① 利用時間を必ず守りましょう。

利用時間は19:00～21:00です。21:00までに清掃等を終え体育施設の外へ出て、その後、速やかに学校敷地内より退出するようお願いいたします。遅くまで残っていると近所の方にご迷惑です。

また、スマートボックスの稼働時間は18:30～21:30です。時間外は暗証番号を入力しても開かないため、鍵の返却時間にご注意ください。

② 終了後は施設や設備を元の状態に。清掃するとともに戸締まり、消灯、施錠の確認を。

未施錠や未消灯などが発生すると、教育活動(授業や先生、生徒ら)に支障が出る等、大きな影響があることを理解したうえで利用してください。

利用不備があった場合、スポーツ振興課にて不備件数をカウントしています。未施錠・未消灯・グラウンド整備不良・鍵の未返却は1件とカウントし、その他の不備(汚損・破損等)や不備が複数回続く場合は、状況に応じて利用を制限させていただくのでご注意願います。

※2団体で体育館を使用の場合、最終確認はお互いに声を掛け合って行ってください。

※昼間使った学校の生徒が窓を閉め忘れていますが、体育館・武道場全体の最終チェックをお願いします。(学校にも昼間の使用後の戸締り、消灯をお願いしています)

※気になる点がありましたらスポーツ振興課へご連絡ください。

※学校からは、戸締りや消灯以外にも、「タバコの吸殻が落ちている(学校敷地内は禁煙)」、「お菓子のゴミが落ちている」、「コート線のテープを貼ったままになっている」等の相談が多くあります。必ず元の状態に戻して帰るようお願いします。

③ 施設を汚損・破損した時には、翌日に学校とスポーツ振興課へ必ず連絡しましょう。

翌日(翌日が休日の場合は休日明け)に、必ず学校とスポーツ振興課へ連絡をお願いします。

休日により連絡が遅くなる場合、窓ガラスや鍵の破損は、第3者が発見した場合、事件性を疑って警察へ通報等、大事になる可能性がある為、事件ではないことが分かるよう破損場所にメモを残す等対応をお願いします。

④ 器具等は正しく使いましょう。

破損した場合には、必ず学校とスポーツ振興課にご連絡ください。

★お支払いについては裏面をご確認ください。

市立小・中学校等体育施設お支払いについて

① 学校体育施設(夜間)利用者調整会議にて予約

- ・納付書払いの場合、調整会議当日から1週間以内にお支払いください。
- ・キャッシュレス決済の場合、一般予約受付開始後1週間以内に公共施設予約システム内からお支払いください(一般予約は調整会議全日程終了後おおむね2週間後に受付開始します。)
- ・一般予約の受付開始時期は、公共施設予約システム内でお知らせします。
一般予約開始前のキャッシュレス決済はご利用できません。

② 公共施設予約システムから一般予約

- ・納付書払いの場合、予約から1週間以内に、スポーツ振興課窓口にお越しいただき、納付書を発行後、金融機関にてお支払いください。
 - ・キャッシュレス決済の場合、予約から1週間以内に予約システム内からお支払いください。(窓口にお越しいただく必要はございません。)
- ※お支払い期限内であっても、お支払い日と利用日までは3日以上空けてください。
- ・領収書は公共施設予約システムのからご自分で発行できます。
(マイページ申し込みの確認・取消・支払内容ボタンをクリック)

③ 利用日から1週間以内の窓口申請予約(3営業日前まで)

- ・納付書払いの場合、窓口申請後、ただちに市役所1階の静岡銀行派出または出納室でお支払いください。その後、再度スポーツ振興課へ領収書をご持参いただき、入金を確認できましたら予約が完了します。
- ※当日中のお支払いでないと利用日までに暗証番号が発行されない場合がございます。
- ・キャッシュレス決済の場合、窓口申請時に予約の代行入力後、その場でお支払いください。

④ 注意事項

- ・お支払いが確認できないとスマートロック開錠用の暗証番号が発行できません。必ず期限内にお支払いください。
- ・原則、支払期限超過により利用ができなかった場合は返金できません。
- ・納付書の控えは大切に保管してください。後日お支払いに関してお問合せする場合がございます。

★上記の注意事項を理解したうえで利用申請をしてください。

藤枝市役所 スポーツ振興課 (東館 4F)
〒426-8722 藤枝市岡出山 1 丁目 11-1
TEL:054-643-3126 (直通)
FAX:054-643-3327